

1 期待する生徒像

- ・学習活動に積極的に取り組み、進路希望の実現を目指して自己を向上させようとする生徒。
- ・部活動、生徒会活動、学校行事等に意欲的に取り組み、入学後も自ら学校生活を充実させようとする生徒。

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の得点の合計により評価する。
(2) 調査書	評価項目の各評価を基にして数値等で評価する。
(3) 面接検査	面接（集団面接）の評価基準により3段階で評価する。

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査

評価項目	評価基準
5教科の得点合計	5教科の得点合計により評価する。

(2) 調査書

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	(ア) 全学年の必修教科の評定の合計値をもとに算式1で求めた値を調査書の得点とする。 (イ) 評定2以下の教科がある場合、または選択科目にCがある場合は審議の対象とする。
イ 出欠の記録	各学年において、30日以上欠席がある場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	特に問題がある場合は、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録	特別活動の記録で、特に顕著な実績がある場合は、評価する。
オ 部活動の記録	部活動の記録で、特に顕著な実績がある場合は、評価する。
カ 特記事項	特に顕著な点がある場合は、評価する。
キ 総合所見	特に問題がある場合は、審議の対象とする。

(3) 面接検査

評価項目	評価基準
総合評価	A（極めて優秀である）、B（普通）、C（問題あり）の3段階で評価し、Cの場合は審議の対象とする。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

ア 本校の「期待する生徒像」に基づき、「学力検査の成績」、「調査書」、「面接検査の成績」等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。
イ 学力検査の得点、調査書の得点の総合計により順位を付け、調査書の内容に問題がある場合、または面接の総合評価にCがある場合は慎重に審議しながら、入学許可候補者を内定する。

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜のための資料に加え、提出されたことにより、不利益な扱いをすることがないように十分留意する。
イ 入学許可候補者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業生については、別途、個人面談を行う。

1 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の得点の合計により評価する。
(2) 調査書	評価項目の各評価を基にして数値等で評価する。

2 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査

評価項目	評価基準
5教科の得点合計	5教科の得点合計により評価する。ただし、個々の教科の得点において、平均点の50%未満の得点を有する者は、審議の対象とする。

(2) 調査書

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	(ア) 全学年の必修教科の評定の合計値をもとに算式1で求めた値を調査書の得点とする。 (イ) 評定2以下の教科がある場合、または選択科目にCがある場合は審議の対象とする。
イ 出欠の記録	各学年において、30日以上欠席がある場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	特に問題がある場合は、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録	特に問題がある場合は、審議の対象とする。
オ 部活動の記録	特に問題がある場合は、審議の対象とする。
カ 特記事項	特に問題がある場合は、審議の対象とする。
キ 総合所見	特に問題がある場合は、審議の対象とする。

3 選抜方法

(1) 選抜の方法

公立高等学校入学選抜実施要項に従い、A組となる者は入学許可候補者とする。A組に属さない者はB組とし、すべて審議の対象とする。順位付けには算式2を使用する。

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜のための資料に加え、提出されたことにより、不利益な扱いをすることがないように十分留意する。
イ 入学許可候補者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

4 その他

過年度卒業生については、別途、個人面談を行う。